

食品安全委員会（第821回会合）議事概要

日 時：令和3年6月22日（火） 14：00～15：31
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：佐藤委員長外6名出席
動画配信：行政2名、一般5名

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・農薬1案件
農薬及び動物用医薬品40品目の食品中の残留基準の設定

→厚生労働省及び担当の吉田（緑）委員から説明

本件については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないことから、専門調査会による調査審議を経ることなく、委員会において評価対象を評価することとなった。

また、今回新たに残留基準が設定されても摂取量の増加は僅かで、いずれも当委員会が有する食品健康影響評価の結果の範囲内に収まるものであることから、今回の改正によって人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当する。

との審議結果となり、リスク管理機関に通知することとなった。

（2）微生物・ウイルス専門調査会における審議結果について

「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～鶏肉等における *Campylobacter jejuni/coli*～（改訂版）」に関する審議結果の報告について

→担当の山本委員及び事務局から説明

取りまとめられた報告書案のとおり決定し、当委員会において公表するとともに、リスク管理機関に通知し、関係者へ情報提供するよう依頼することとなった。

（3）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「JPAN006株を利用して生産されたリパーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「JPAo003株を利用して生産されたリパーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案へ

の反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・農薬「フェナリモル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、
「フェナリモルの許容一日摂取量 (ADI) を 0.006 mg/kg 体重/日、
一般の集団に対する急性参照用量 (ARfD) を 0.03 mg/kg 体重、妊婦
又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量 (ARfD) を
0.017 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬「ベンタゾン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、
「ベンタゾンの許容一日摂取量 (ADI) を 0.09 mg/kg 体重/日、急性
参照用量 (ARfD) を 0.5 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬「ホラムスルフロン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、
「ホラムスルフロンの許容一日摂取量 (ADI) を 0.5 mg/kg 体重/日
と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。」
との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・農薬「MCPA」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、
「MCPAの許容一日摂取量 (ADI) を 0.0019 mg/kg 体重/日、急性
参照用量 (ARfD) を 0.32 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・動物用医薬品及び飼料添加物「バシトラシン」に係る食品健康影響
評価について
- ・飼料添加物「安息香酸」に係る食品健康影響評価について
- ・飼料添加物「安息香酸を有効成分とする飼料添加物」に係る食品健
康影響評価について
- ・飼料添加物「*Trichoderma reesei* JPTR003 株を用いて生産されたム
ラミダーゼ濃縮・精製物を原体とする飼料添加物製剤」に係る食品
健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、
「『バシトラシン』は、『暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について』の3の(1)に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」

「『安息香酸』は、飼料添加物としての評価においては許容一日摂取量(ADI)を考慮する必要は特段なく、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えた。」

「『安息香酸を有効成分とする飼料添加物』及び『*Trichoderma reesei* JPTR003株を用いて生産されたムラミダーゼ濃縮・精製物を原体とする飼料添加物製剤』は、適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「JPAN005株を利用して生産されたペクチナーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「JPAN005株を利用して生産されたペクチナーゼ」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・ 薬剤耐性菌「家畜に使用するスルホンアミド系合成抗菌剤」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおけるものと同じ結論、

- 「家畜に使用するスルホンアミド系合成抗菌剤単剤については、
- ① スルホンアミド系合成抗菌剤単剤が家畜(牛、馬、豚及び鶏)に使用された結果として出現し、食品を介してヒトの健康上の危害因子となる可能性のある薬剤耐性菌はないと判断した。
 - ② したがって、家畜にスルホンアミド系合成抗菌剤単剤を使用することにより選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

「スルホンアミドとトリメトプリム又はオルメトプリムの配合剤

(ST 配合剤等)については、評価対象 ST 配合剤等が、動物用医薬品として牛、豚及び鶏に使用された結果としてハザードである黄色ブドウ球菌又は大腸菌が選択され、牛、豚及び鶏由来の畜産食品を介してヒトがハザードにばく露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できないが、リスクの程度は低度であると考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

(5) 企画等専門調査会における審議結果について

- ・令和2度食品安全委員会運営状況報告書について

→事務局から説明

本件について、案のとおり決定することとなった。